

# 化学肥料原料調達支援緊急対策事業について

農産局 技術普及課

令和4年5月

農林水産省

昨今、世界的な穀物需要の増加や原油・天然ガス等のエネルギー価格の上昇に伴う、化学肥料原料の価格が高騰し、中国やロシア等の特定の輸入先国からの原料調達が困難となっている中、代替国からの調達に要する輸送コスト等の掛かり増し経費を緊急的に支援します



代替国からの緊急輸入等  
(輸入先国の多元化)



主要な化学肥料原料を確保



# 本事業の流れ

～ 5月20日 (金)

事業実施主体の公募  
申請書類（事業実施計画書）の提出

事業実施主体へ計画承認の連絡

～ 6月末

交付申請書の提出

事業の実施

～ 11月

調達実績報告書の提出

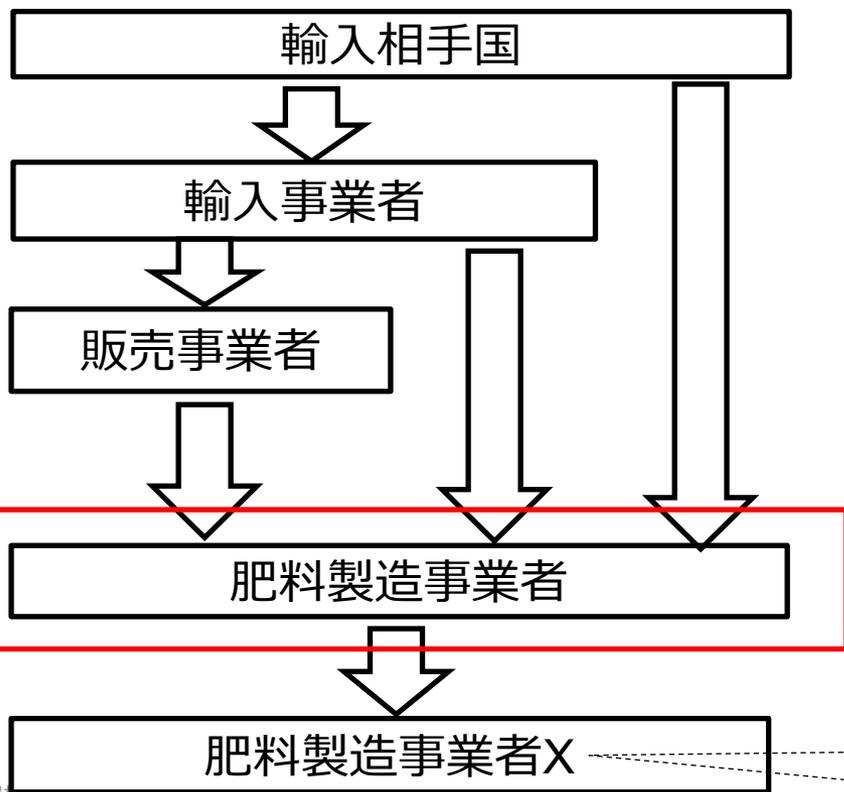
～ 1月ごろ

報告内容の審査  
補助金交付

# 1. 事業の対象者

事業の対象者は、以下の条件を満たす必要があります

- ア 化学肥料原料を原料とした肥料の製造を業として行う者であること。
- イ 自ら肥料の製造の用に供することを目的として化学肥料原料を輸入する事業者又は輸入事業者若しくは販売事業者から直接化学肥料原料を買い受ける事業者であること



**(事業の対象者)**

肥料製造事業者を経由したのでイの条件に合致せず、事業の対象外

## 2. 支援の対象となる化学肥料原料

- 肥料原料として輸入するもの
- 令和4年4月1日から10月31日までに、肥料製造事業者が調達するもの

※調達（実施要領第2の4）

事業実施主体が自ら肥料の製造の用に供することを目的として化学肥料原料を輸入する場合は、輸入をもって調達とし、輸入事業者又は販売事業者から化学肥料原料を買い受ける場合は、事業実施主体に納入されたことををもって調達とする。

- 原料の種類は、以下に掲げるもの

対象化学原料	該当する具体例
尿素	肥料法の尿素、被覆尿素、工業用の尿素
りん酸アンモニウム	肥料法の化成肥料（りん酸アンモニアに該当するものに限る）、肥料法のりん酸アンモニア、工業用のりん酸アンモニウム
塩化加里	肥料法の塩化加里、工業用の塩化加里
塩化アンモニア	肥料法の塩化アンモニア、工業用の塩化アンモニア
硫酸アンモニア	肥料法の硫酸アンモニア、工業用の硫酸アンモニア
硫酸加里	肥料法の硫酸加里、工業用の硫酸加里

### 3. 応募申請①（提出書類）

#### 申請時に提出する書類

- ・ 応募申請書（7ページ）
- ・ 事業実施計画書（8～13ページ）
- ・ 添付書類（13～14ページ）

# 応募申請②（応募申請書）

年 月 日

←提出年月日を記載

農林水産省農産局長 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

←住所、会社名、代表者名を記載

化学肥料原料調達支援緊急対策事業実施計画を  
添付し、応募します。

# 応募申請③ (事業実施計画書)

化学肥料原料調達支援緊急対策事業実施計画

## 1. 事業実施主体の概要

事業実施主体名		
代表者の役職・氏名		
事業実施主体の事務局が所在する住所		
事業担当者の連絡先	所属・役職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	

## 2. 事業の目的

## 3. 事業の内容

(1) 令和3年4月1日から10月31日までの調達実績量

化学肥料原料	調達先国 (調達困難国)	登録番号	調達先国	
			調達実績量 (t)*	登録番号
尿素	中華人民共和国		その他	
りん酸アンモニウム	中華人民共和国		その他	
塩化加里	ロシア連邦		その他	
塩化加里	ベラルーシ共和国		その他	

※上記調達先国から該当の化学肥料原料を調達していない場合には、調達実績量を0とする。

(2) 令和4年4月1日から10月31日までの調達予定量

化学肥料原料	調達元* 1	調達先国	調達予定量 (t)*2										
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計			

※1 当該化学肥料原料を調達する輸入事業者名又は販売業者名を記載することとする。ただし、海外の事業者から直接調達する場合は、その旨を記載することとする。  
 ※2 実施要領第2に定める化学肥料原料ごとに、各調達先国からの調達予定量を記載する。  
 ※3 適宜、行を追加するものとする。

## 4. 交付申請額

単価Aを適用するもの				合計	円
化学肥料原料	単価 (万円/ トン)	×	調達量 (トン)		
尿素	2.04	×		=	
りん酸アンモニウム	2.28	×		=	
塩化加里	2.04	×		=	
単価Bを適用するもの				合計	円
尿素	0.97	×		=	
りん酸アンモニウム	0.97	×		=	
塩化加里	0.97	×		=	
塩化アンモニウム	0.97	×		=	
硫酸アンモニウム	0.97	×		=	
硫酸加里	0.97	×		=	
単価Aを適用したものの合計+単価Bを適用したものの合計=				〇円	

総額 円

5. 事業完了予定年月日 〇年〇月〇日

## 6. 添付書類

- (ア) 令和3年4月1日から10月31日の期間までの調達困難国からの調達について、調達実績量、調達先国、肥料の登録番号、調達元・調達先企業名が確認できる書類 (例: 調達元からの納品書、輸入業者保証票、輸入許可通知書等)  
 (イ) その他農産局長が必要と認める書類等

## 7. 誓約・同意事項

事業実施主体は、補助金申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄
1 化学肥料原料調達支援緊急対策事業実施計画 (以下「事業実施計画」という。) 及び申請の内容について、一切の虚偽はありません。	
2 補助事業に係る報告や立入調査について、農産局長から求められた場合に応じます。	
3 補助金の交付額算定の根拠となる書類等の証拠書類について、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管し、農産局長から求められた場合は提出します。	
4 以下の場合には、補助金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。 ア 事業実施計画及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合	
イ 事業実施計画に記載したことを証明する書類が保存されていないこと、その他交付要件を満たさないことが判明した場合	

(注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。

# 応募申請③（事業実施計画書その1）

## 化学肥料原料調達支援緊急対策事業実施計画

### 1. 事業実施主体の概要

事業実施主体名	〇〇株式会社	
代表者の役職・氏名	代表取締役 黒井 貝者	
事業実施主体の事務局が所在する住所	東京都千代田区霞が関4-5-10-001	
事業担当者の連絡先	所属・役職・氏名	〇〇株式会社・係長・霞関一
	電話番号	0123-456-789
	E-mail	tukaretatukareta.com

会社名、代表者名、担当者等の内容を記載

### 2. 事業の目的

3. 事業の内容に調達予定の化学肥料原料を調達すること。

記載例の通り、化学肥料原料を計画的に調達することがわかるように記載

# 応募申請④（事業実施計画書その2）

- 前年（令和3年）4月～10月までの実績（赤で囲った部分）を記入していただきます。
- 必要に応じ、行を追加してください。調達困難国以外は「その他」としてまとめてもよいです。

### 3. 事業の内容

(1) 令和3年4月1日から10月31日までの調達実績量

化学肥料原料	調達先国 (調達困難国)	登録番号		調達先国	登録番号	
		登録番号	調達実績量 (t)※		登録番号	調達実績量 (t)※
尿素	中華人民共和国	輸第123号	50	その他	輸第124号	70
りん酸アンモニウム	中華人民共和国			その他		
塩化加里	ロシア連邦			その他		
塩化加里	ベラルーシ共和国			その他		

※上記調達先国から該当の化学肥料原料を調達していない場合には、調達実績量を0とする。

- 令和4年4月～10月までの調達予定量を月ごとに記入していただきます。
- 調達予定量は、小数点第1位まで記載してください。必要に応じ、行を追加してください

(2) 令和4年4月1日から10月31日までの調達予定量

化学肥料原料	調達元※ <sup>1</sup>	調達先国	調達予定量 (t) ※ <sup>2</sup>							合計
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
尿素	〇〇商事株式会社	中国	10		20		10			40
尿素	海外から直接入手 (〇〇company)	マレーシア		30		30		30		90

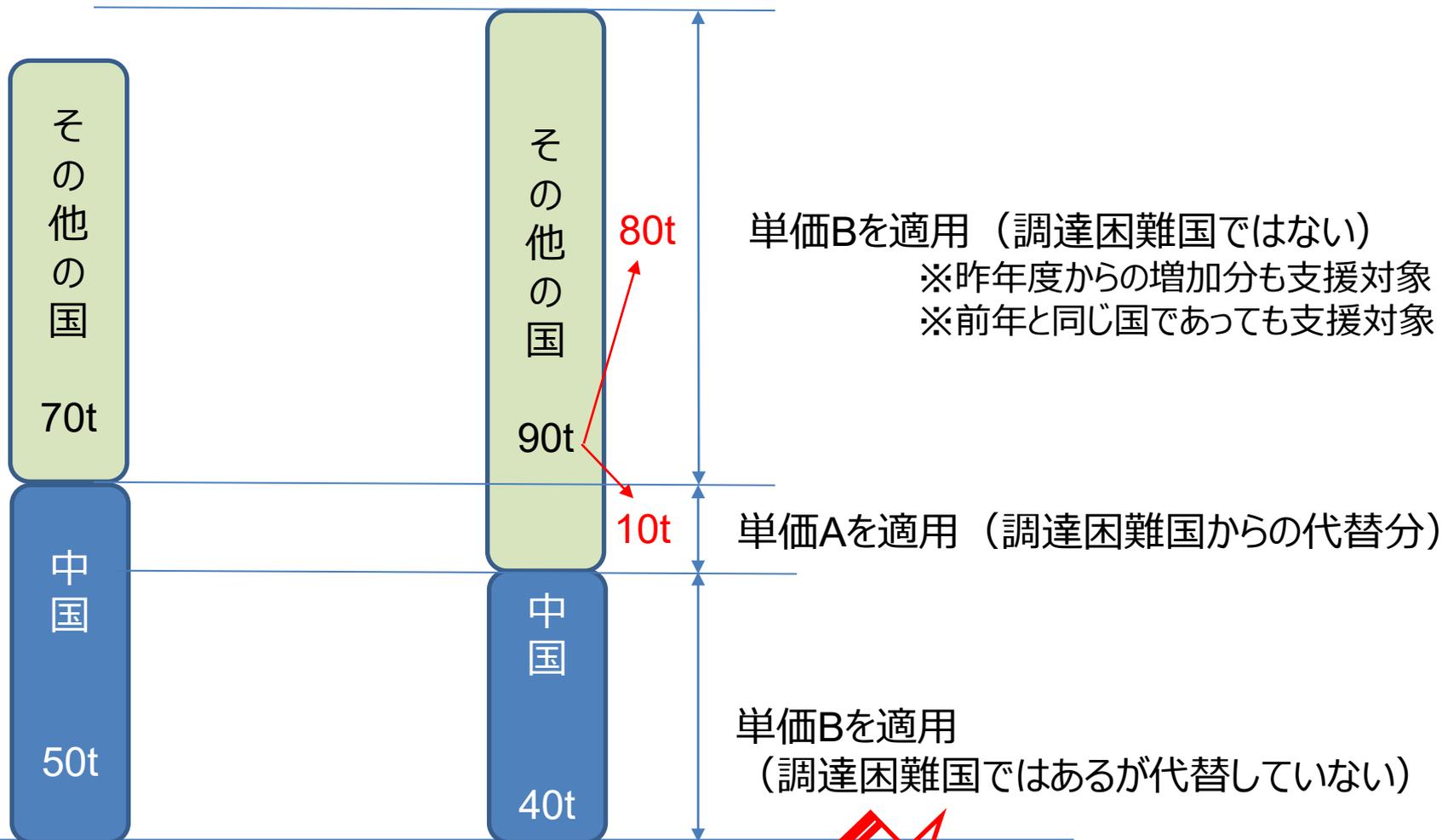
※1 当該化学肥料原料を調達する輸入事業者名又は販売業者名を記載することとする。ただし、海外の事業者から直接調達する場合は、その旨を記載することとする。  
 ※2 実施要領第2に定める化学肥料原料ごとに、各調達先国からの調達予定量を記載する。  
 ※3 適宜、行を追加するものとする。

## 応募申請⑤（事業実施計画書その3）

- 昨年の調達困難国から輸入していた原料を、他の国に代替する予定の場合は、適用する単価が変わります（単価A）。
- 原料ごとに単価に調達予定量を乗じた額を計算し、取り扱う原料の合計が交付予定金額になります。
- （1）調達困難国から調達した量を上限とし、今年度の調達予定分が単価Aを、他の場合には単価Bを適用します。

単価Aを適用するもの				合計	204,000 円
化学肥料原料	単価 (万円/トン)		調達量 (トン)		
尿素	2.04	×	10	=	204,000
りん酸アンモニウム	2.28	×		=	
塩化加里	2.04	×		=	
単価Bを適用するもの				合計	1,164,000 円
尿素	0.97	×	120	=	1,164,000
りん酸アンモニウム	0.97	×		=	
塩化加里	0.97	×		=	
塩化アンモニア	0.97	×		=	
硫酸アンモニア	0.97	×		=	
硫酸加里0	0.97	×		=	
単価Aを適用したものの合計+単価Bを適用したものの合計=					1,368,000 円

# (参考) 単価の考え方例



この場合の支援額  
単価A×10t  
単価B×120t

# 応募申請⑥（事業実施計画書その4）

5. 事業完了予定年月日

〇年〇月〇日

←

←

6. 添付書類

(ア) 令和3年4月1日から10月31日の期間までの調達困難国からの調達について、調達実績量、調達先国、肥料の登録番号、調達元・調達先企業名が確認できる書類（例：調達元からの納品書、輸入業者保証票、輸入許可通知書等）

(イ) その他農産局長が必要と認める書類等

←

7. 誓約・同意事項

事業実施主体は、補助金申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄
1 化学肥料原料調達支援緊急対策事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）及び申請の内容について、一切の虚偽はありません。	<input type="checkbox"/>
2 補助事業に係る報告や立入調査について、農産局長から求められた場合に応じます。	<input type="checkbox"/>
3 補助金の交付額算定の根拠となる書類等の証拠書類について、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管し、農産局長から求められた場合は提出します。	<input type="checkbox"/>
4 以下の場合には、補助金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。 ア 事業実施計画及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 イ 事業実施計画に記載したことを証明する書類が保存されていないこと、その他交付要件を満たさないことが判明した場合	<input type="checkbox"/>

(注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。

事業完了予定年月日は、基本、令和4年10月31日

※次ページ参照

チェックする前に、必ず内容を確認してください。

# 応募の際の添付書類について

1. 令和3年4月1日から10月31日の期間までの調達困難国からの調達について、調達実績量、調達先国、肥料の登録番号、調達元・調達先企業名が確認できる書類

- 応募書類に記載している内容（化学肥料原料、調達困難国、調達困難国からの輸入数量、調達年月）が正しいことが確認できる書類であること
- 領収書・納品書、輸入業者保証票、輸入許可通知書を想定していますが、それ以外の書類を用いる場合は、問い合わせください。

2. 化学肥料原料を原料とした肥料の製造を業として行うことが確認できる書類

- 業として生産していることがわかる書類は、生産してる全ての銘柄提出しなくてもよいが
  - 調達する化学肥料原料を使用して肥料を業として生産していることがわかる書類
- 例：肥料登録申請書、肥料登録更新申請書、指定混合肥料届出書、生産業者保証票等